

事業者の皆様へ

～労働者死傷病報告、健康診断結果報告等の提出について

副本の添付は任意です～

平素から安全衛生行政の推進にご協力いただき、誠にありがとうございます。  
ます。

安全衛生関係の提出書類については、許可、認定、検査、検定等の申請書※を除き、副本の添付は任意です（健康診断結果報告、労働者死傷病報告などの報告や届出については、副本のご提出は任意です。）。受付印が押印された副本を希望されない場合、副本のご提出は不要です。

個人情報や企業機密情報の適正な取り扱いの観点から、郵送等での個人情報等のやりとりは必要最小限とすることが望ましく、万が一誤送付等のミスが発生した場合、関係者の皆様に変なご迷惑をおかけすることになることから、受領印が押印された副本が不要の場合は、その郵送はお控えくださいますようお願い申し上げます。

なお、受付印が押印された副本の返送を希望される場合は、引き続き、これらの返送サービスは行いますので、これまでと同様、届出の写し及び必要額の切手を貼り住所を記載した返信用封筒をお送りください。

ご不明な点は、三重労働局労働基準部健康安全課もしくは各労働基準監督署までお問い合わせください。

※労働安全衛生規則第99条に基づく申請書については、副本の提出が必要です。

お問い合わせ先

三重労働局 労働基準部 健康安全課

TEL 059-226-2107